

坂戸市学校給食費補助金交付要領

令和5年4月10日 坂戸市長決裁

令和7年3月31日 一部改正

(目的)

第1条 この要領は、坂戸市補助金等の交付に関する規則（昭和45年坂戸町規則第13号）（以下「規則」という。）に基づき、小・中学校児童生徒の給食費を全額補助し、無償化することにより、児童生徒に安心・安全な給食を提供し、健やかな成長を支えるための子育て支援を期することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、坂戸市立小学校又は坂戸市立中学校に在籍し、学校給食を喫食する児童又は生徒の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けているとき。
- (2) 坂戸市要保護者及び準要保護者児童生徒就学援助費の支給等に関する要綱（平成14年坂戸市告示第6号）による就学援助の対象であるとき。
- (3) 埼玉県被災児童生徒就学等支援事業の補助対象であるとき。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により補助対象者が負担する学校給食に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。ただし、月の途中で転出入している場合や、牛乳欠食等がある場合は、当該事由に応じ補助金の額を減額する。

- (1) 児童1人につき 月額4,100円
- (2) 生徒1人につき 月額5,000円

(補助対象期間)

第5条 補助金の補助対象期間は、令和7年4月から令和8年3月までとする。

(補助金の交付申請等の委任)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金の申請から受領までの一切の権限を児童又は生徒が在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）に委任した

うえで、学校長を経由して、委任状（様式第1号。以下「委任状」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第7条 前条の規定により委任を受けた学校長は、坂戸市学校給食費補助金交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に委任状を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、坂戸市学校給食費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者にその旨通知するものとする。

（交付申請の変更）

第9条 第7条の規定により申請書を提出した学校長は、その内容に変更が生じた場合には、坂戸市学校給食費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 第8条の規定は、前項の場合について準用することとし、坂戸市学校給食費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、申請者にその旨通知するものとする。

（補助金の概算払）

第10条 市長は、必要と認めるときには、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項の概算払によって補助金の交付を受けようとする者は、坂戸市学校給食費補助金概算払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の学校給食費補助金概算払請求は複数回に分けて行うことができるものとする。

（補助金の精算）

第11条 第6条の規定により委任を受けた学校長は、坂戸市学校給食費補助金概算払精算書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の精算をするものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、第6条の規定により補助金を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、補助金決定の取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 目的外に経費を支出したとき。

(2) その他補助金の交付の条件に違反したとき。

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

坂戸市長 あて

学校名
学校長名

坂戸市学校給食費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、坂戸市学校給食費補助金交付要領第7条の規定により、委任状（様式第1号）を添え、下記のとおり申請します。

記

申請金額	金 円
事業年度	年度
補助の種別	指定補助
補助金の費途	学校給食費

様式第3号（第8条関係）

坂教総収第 号
年 月 日

学校
校長 様

坂戸市長 石 川 清 印

坂戸市学校給食費補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった補助金の交付については、坂戸市学校給食費補助金交付要領第8条の規定により、下記のとおり交付・不交付することに決定したので通知します。

記

学校名及び学校長名	
交付決定の可否	可 ・ 否
交付金額	金 円
補助の種別	指定補助
補助金の費途	学校給食費
条 件	
備 考	

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

坂戸市長 あて

学校名
学校長名

坂戸市学校給食費補助金変更交付申請書

年 月 日付け坂教総収第 号で交付決定のあった補助金の交付申請に係る事項を変更し、補助金の交付決定額の変更を受けたいので、坂戸市学校給食費補助金交付要領第9条の規定により、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

交 付 決 定 額	金	円
変 更 後 の 額	金	円
変 更 増 減 額	金	円
変 更 の 事 由		

様式第5号（第9条関係）

坂教総収第 号
年 月 日

学校
校長 様

坂戸市長 石 川 清 印

坂戸市学校給食費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定をした補助金について、下記のとおり補助金の額を変更したので、坂戸市学校給食費補助金交付要領第9条の規定により通知します。

記

補助金の額（当初）	金	円
補助金の額（変更後）	金	円
変更増減額	金	円
備考		

様式第6号（第10条関係）

坂戸市学校給食費補助金概算払請求書

年 月 日

坂戸市長 あて

住 所 _____

学校名 _____

校長名 _____

年 月 日付け第 号で交付決定のあった補助金について、坂戸市学校給食費補助金交付要領第10条の規定により、下記のとおり請求します。

補助金交付決定額	金 円
交付決定額内訳	円× 月× 人
概算請求額	金 円
概算請求額内訳	円× 月× 人
振込口座	

様式第7号（第10条関係）

坂戸市学校給食費補助金概算払精算書

年 月 日

坂戸市長 あて

住 所 _____

学校名 _____

校長名 _____

坂戸市学校給食費補助金交付要領第11条の規定により、下記のとおり精算し、請求します。

補助金交付決定額	金 円
交付決定額内訳	円× 月× 人
概算払額	金 円
精算額	金 円
振込口座	